

金沢そだち認証制度要領

(平成22年5月26日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢そだち認証制度要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の意義の例による。

(対象品目の生産量)

第3条 要綱第4条に定める「ある程度を生産量」及び要件を満たした「認証の対象となる品目」は別表に定める。

(認証申請者の生産量)

第4条 要綱第5条に定める「認証対象農産物を一定量生産」の生産量は別表に定める。

(登録申請の手続)

第5条 要綱第6条の規定による認証の申請は、次に掲げる書類等により行うものとする。

- (1) 金沢そだち認証申請書(別記様式1)
 - (2) 認証農産物の栽培指針、出荷規格及び栽培履歴(前年度のもの)
 - (3) GAP(農業生産工程管理)に取り組んでいる場合は、その管理表等関係資料
- 2 その他、認証機関が審査のために必要な書類を求める場合は適宜提出するものとする。

(認証の表示等)

第6条 要綱第8条の規定による認証マークは別記のとおりとする。

- 2 認証生産者が認証マークの印刷を行う場合は金沢そだち認証マーク印刷申請書(別記様式2)により申請を行い、印刷の許可を受けた認証生産者は、認証農産物のケース等にマークの使用をすることができるものとする。

(変更の届出)

第7条 要綱第10条の規定による変更の届出は、次の各号に該当する場合に、金沢そだち認証申請事項変更届出書(別記様式3)により、遅滞なく行うものとする。

- (1) 認証生産者の名称及び代表者の氏名が変更されたとき。
- (2) 認証生産者の構成員に著しい変更が生じたとき。
- (3) 認証要件に適合しない状況に至ったとき。
- (4) その他認証機関が報告を必要と認める事項が生じたとき。

(実績報告)

第8条 要綱第13条の規定による生産出荷実績等については、当該年の生産出荷時期が終了した月の末における実績等について、必要な添付書類を添えて金沢そだち実績報告書(別記様式4)

により行うものとする。

(苦情等対応報告)

第9条 要綱第11条の規定による苦情等の対応については、金沢そだち苦情等対応報告書（別記様式5）により認証生産者から認証機関へ速やかに報告するものとする。

(審査会)

第10条 要綱第14条の規定による審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会は、審査委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第11条 要綱第14条及び前条に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、認証機関が別に定める。

(第3条、第4条関係別表)

1. 認証対象となる品目の要件 (生産量の基準)

平坦地で主に栽培されている農産物	栽培面積の合計が概ね5ha以上のもの
中山間地域で主に栽培されている農産物	栽培面積の合計が概ね2ha以上のもの

2. 要件を満たし認証の対象となる品目 (平成22年5月26日現在)

だいこん
すいか
なし

3. 認証申請者の要件 (生産量の基準)

対 象		個 人	団 体
		認定農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金沢市農協又は金沢中央農協に属する生産団体 (部会) ・ 農業法人 ・ 構成員が3人以上でかつ、組織及び運営に関する規約等の定めのある農業者が組織する団体
一定量	だいこん	概ね1.0ha	概ね3.0ha
	すいか	概ね1.6ha	概ね4.8ha
	なし	概ね0.8ha	概ね2.4ha

(第6条関係別記 金沢そだち認証マーク)

1. 表示の方法

- ① 認証マークは、認証機関より交付されるデジタルデータを使用し、マークのデザイン、文字等を変更してはならない。
- ② 認証マークの表示は、認証農産物の出荷箱、包装等に直接印刷、マークを印刷したシールを貼付、パンフレット、チラシ等に印刷、または認証農産物のホームページ等に表示するものとする。

2. 認証マークの様式

